

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 731 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 731 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 7 月 17 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 7 月 17 日（金） 午後 2 時 55 分～午後 3 時 25 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	花田	佳明（会議書記）
事務局主査	小林	彰子（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 731 回）

令和 8 年 7 月 17 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
8	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	

事務局長 ただいまから第 731 回大府市農業委員会総会を執り行いたいと思います。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議 長 ただいまから第 731 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、13 名全員にご出席をいただいておりますので、
本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の会期につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業
委員会事務局の花田佳明氏と小林彰子氏を指名します。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 次に、日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、
日程第 5 報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』
までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による
届出について』から、日程第 5 報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定
による通知について』までをご説明いたします。
議案書 1 ページをご覧ください。始めに報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による
届出について』をご説明いたします。
市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用する
ための届出です。
1 件の届出がありました。転用の用途は店舗付き住宅への転用です。
報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決により、届出者へ受理通知
書を送付済です。

次に、議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による
届出について』をご説明いたします。市街化区域内の農地において、権利の
設定または移転を伴う農地転用に係る届出で、議案書 2 ページから 4 ペ
ージに記載の 8 件の届出を受理いたしました。権利の内容は、8 件とも所有
権移転です。転用目的は、申請番号 1 番は駐車場への進入路として、2 番、
4 番、6 番、7 番が住宅、3 番と 5 番が宅地分譲、最後に 8 番は宅地の一部
です。
報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知
書を交付したことをご報告申し上げます。

次に、議案書 5 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。5 ページから 7 ページの 9 件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

次に、議案書 8 ページをご覧ください。報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。
農地の貸借契約期間中において、貸付人と借受人が合意解約する際にその旨を農業委員会に通知するものです。
議案書 8 ページから 10 ページの 5 件の通知を受理しました。それぞれ双方での合意により解約することを確認しております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 6、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 11 ページをご覧ください。日程第 6 議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、本委員会で審議し、許可をするものとなります。
11 ページの 1 件の申請があり、先日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。
申請番号 1 番の申請事由は、受人が農地の規模を拡大するために、有償にて所有権移転して取得するものです。
申請内容を確認し、受人が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号 1 の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を原案の通り許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 7、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。日程第 7 議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
農地法第 5 条は、市街化調整区域内で、農地転用を行う場合に愛知県知事の許可を要するもので、本委員会で審議のうえ意見を付して愛知県に進達いたします。
議案書 12 ページに記載の 1 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。
申請内容について説明いたします。権利につきましては、無償による所有権移転です。
転用の用途・目的につきましては、分家住宅です。農地種別は 3 種農地です。
本申請につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番について担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く、整地のみです。汚水・雑排水は下水管に接続して排水し、雨水は集水桝に集水し、前面道路側溝へ排水します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。
(なし)

議長 特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。
本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見を「なし」と決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 2 号は、「意見なし」として、愛知県知事に送付することに、決定いたしました。
次に、日程第 8 議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約』を上程します。
なお、本議案のうち、****委員が議事参与の制限に該当する申請があります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。日程第 8 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。
本議案は、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。
議案書 13 ページの申請番号 7648 番から 16 ページの 7654 番までに記載の 7 件です。9 月 1 日開始の申請案件となっております。
いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

なお、今回の議案全てが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは順に採決を行います。

始めに、****委員が該当する申請についてを審議します。****委員におかれましては、退室をお願いします。

(****委員退室)

議 長 議案第3号のうち、****委員に関する申請番号7648番、7649番についてを審議します。

議 長 本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第3号のうち申請番号7648番と7649番についてを採決します。

原案のとおりで、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。

よって、議案第3号のうち申請番号7648番と7649番については、原案のとおり、「意見なし」で、大府市に回答することに決定いたしました。

議 長 ****委員は入室してください。

(****委員 入室)

議 長 次に、申請番号7650番から7654番について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第3号のうち申請番号7650番から7654番までについてを採決します。

原案のとおりで、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。

よって、議案第3号のうち申請番号7650番から7654番までについて、原案のとおり、「意見なし」で、大府市に回答することに決定いたしました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第731回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。